

○犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領の制定について  
(例規) (平成21年10月29日例規第27号)

[沿革] 平成25年3月例規第10号改正

この度、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第4項及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第7条の規定により都道府県公安委員会から指定された犯罪被害者等早期援助団体に対して警察本部長又は警察署長が行う情報提供に関し、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成21年10月30日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

別記

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「支援法」という。）第23条第4項及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、警察本部長又は警察署長が行う被害者又はその遺族の情報提供の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 早期援助団体

支援法第23条第1項の規定により都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した法人をいう。

(2) 犯罪被害者等

支援法第22条第1項に規定する犯罪被害者等をいう。

(3) 犯罪被害者情報

早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等の同意を得た上で提供する当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報をいう。

(4) 情報受理担当者

早期援助団体において、規則第7条の規定により被害者情報の提供を受ける支援法第23条第2項第2号又は第4号に規定する事業の実施を統括管理する者又はその指定する者をいう。

第3 早期援助団体に対する情報提供要領

## 1 提供する犯罪被害者情報

早期援助団体に提供する情報は、犯罪被害者等の氏名、住所、年齢、性別、連絡先及び犯罪被害の概要である発生年月日、場所、被害の程度、内容等とし、犯罪被害者等が要請する援助の内容により判断すること。この場合において、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他権利利益を不当に侵害するおそれのある情報は提供しないこと。

## 2 情報提供責任者

早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供の責任者は、被害者支援に直接関係する警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）とする。ただし、警察本部長が警務部県民サービス課長（以下「県民サービス課長」という。）に支援させることが適当と認めた犯罪被害者情報の提供については、県民サービス課長が責任者となることができる。

## 3 犯罪被害者等の同意確認

### (1) 事前の説明

警察署長等は、早期援助団体に犯罪被害者情報を提供しようとするときは、あらかじめ、犯罪被害者等（犯罪被害者が少年である場合は、原則としてその保護者）に次の事項を説明するものとする。

ア 早期援助団体が、公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、支援法により役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に守秘義務が課せられていること。

イ 提供する犯罪被害者情報の内容

ウ 早期援助団体が行うことができる援助の具体的内容

エ 早期援助団体へ犯罪被害者情報を提供する目的は、次のとおりであること。

(ア) 犯罪被害者等の精神的負担を軽減すること。

(イ) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう援助すること。

### (2) 犯罪被害者等からの同意書の提出等

ア 犯罪被害者等の同意は、情報提供同意書（別記様式第1）により確認するものとする。ただし、犯罪被害者等が、同意書の提出を拒むなどの理由により口頭で同意を確認したときは、被害者情報提供簿（別記様式第2）に必要事項を記載すること。

イ 同一の犯罪被害者等に関する情報を2回以上にわたり提供する場合においても、情報提供を行うごとに、当該情報提供に係る同意を犯罪被害者等から得ること。

#### 4 同意があった場合の措置

##### (1) 警察署長等の承認

犯罪被害者等の同意を得たときは、被害者情報提供簿に必要事項を記入し、情報提供同意書を添付して警察署長等の承認を受けるものとする。

##### (2) 県民サービス課長に対する通報

(1)の承認をした警察署長等は、被害者情報提供簿の写しを県民サービス課長に送付するものとする。

#### 5 早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供の方法

##### (1) 情報提供の方法等

県民サービス課長は、警察署長等から被害者情報提供簿の送付を受けたときは、情報受理担当者に対し、当該被害者情報提供簿に記載された犯罪被害者情報を口頭で伝え、その経過を被害者情報提供簿で明らかにしておくこと。この場合において、原則として情報受理担当者以外の者に情報を提供することのないよう留意すること。

##### (2) 援助希望内容の教示

犯罪被害者等が希望する援助の具体的内容を事前に聴取している場合は、早期援助団体に対しその内容についても教示するものとする。

#### 第4 早期援助団体による支援状況の把握

##### 1 支援状況等の確認と記録

県民サービス課長は、犯罪被害者情報を提供後、必要に応じて早期援助団体による当該犯罪被害者等に対する援助の実施の有無等を確認するものとする。この場合において、電話等により簡潔に聴取するなど、早期援助団体に過度の事務負担をかけることのないように配慮するものとする。

##### 2 県民サービス課長は、援助の有無等を確認した場合は、当該犯罪被害者等に係る被害者情報提供簿の援助の経過欄にその内容を記載するものとする。

#### 第5 早期援助団体の指定及び指定内容の変更時の通知等

警察本部長は、早期援助団体の指定及び指定内容の変更が行われた場合は、次に掲げる事項を警察署長等及び他府県等の警察本部長等に通知すること。また、他府県等の警察本部長等からこの通知を受けた場合は、その内容を警察署長等に通知し周知を図ること。

##### 1 早期援助団体の指定があった場合

(1) 当該早期援助団体の名称、住所、代表者氏名、指定年月日

(2) 当該早期援助団体が援助事業を行う事務所の名称及び所在地

(3) 当該早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等及び援助事業の内容

(4) 当該早期援助団体の情報受理担当者の氏名及び連絡先

## 2 早期援助団体に次に掲げる次項が生じた場合

(1) 1の各号に変更が生じた場合は、当該変更に係る内容及び年月日

(2) 支援法第23条第5項に基づく改善命令が行われたときは、改善命令の内容及びその原因となる事実

(3) 指定が取り消されたときは、当該団体の名称、住所、代表者氏名及び取消年月日

## 第6 報告等

警察署長等は、次の事項に該当する場合は、速やかに県民サービス課長を経て警察本部長に報告するものとする。

(1) 早期援助団体から、犯罪被害者情報を提供した犯罪被害者等の援助に関し、協力要請があったとき、又は援助活動を終了した旨の連絡を受けたとき。

(2) 早期援助団体の援助に対する犯罪被害者等からの苦情等を把握したとき。

(3) 早期援助団体における犯罪被害者情報の不正な取扱いを把握したとき。

(4) (1)から(3)以外で、早期援助団体の業務の円滑な運営を図るため必要な便宜の供与に関することを把握したとき。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供に関し必要な事項は、県民サービス課長と協議の上で措置するものとする。

## 情報提供同意書

殿

私は、この度の犯罪被害に関して必要な援助を受けるため、私の住所、連絡

先、被害に関する情報等を .....

へ提供することに同意します。

平成 年 月 日

住所 .....

氏名 ..... 印

## 被害者情報提供簿

取扱所属名		(警察署・隊・課)	整理番号
情報提供の同意		<input type="checkbox"/> 同意書により確認 <input type="checkbox"/> その他の方法で確認（確認方法： ）	
提供する	被害者等の 氏名及び 連絡先等	住所 職業 氏名 男・女 生年月日 年 月 日 ( 歳) 連絡先 (自宅・職場・携帯) ※ 被害者等が未成年者の場合の保護者 住所 職業 被害者との続柄： 氏名 ( 歳) 連絡先 (自宅・職場・携帯)	
		日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
情報 の 内 容	被害 場 所		
	事案の 概要及 び被害 の程度 概要		
被害者等が求める支援の内容			
事案等の担当者		所属 係 警電 階級 氏名	
情報提供日時		年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
情報提供担当者		県民サービス課犯罪被害者支援室 氏名	
情報受理担当者		早期援助団体名 情報受理担当者氏名 連絡先	

